

新潟県立高田北城高等学校いじめ防止基本方針

【基本的な考え方】

本校では、「いじめは、どの学校においても、どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめ、いじめ類似行為（※）、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に重大事態が発生した場合には、新潟県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し援助を求めます。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針を実践するための行動計画」を設けます。すべての教職員は行動計画に基づき基本方針の実践に努めていきます。

※ いじめ類似行為：被害児童生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い行為

【具体的な方針】

1 組織的な対応に向けて

- いじめ防止対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催：学校運営委員会、いじめ対策推進教員等）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催：管理職、いじめ対策推進教員等）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事を把握した際には、情報集約担当者を置き、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- 学校評価の一つとして、PDCAサイクルにより組織的に評価し、方針等を見直していきます。

2 いじめの未然防止に向けて

・・・課題（いじめ）が発生する前に常態的・先行的に行います。

(1) 発達支持的生徒指導

- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚を育成します。
- 発達段階に応じた法教育を通じた市民性を育成します。
- 以下の点に留意しながら、全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりをしていきます。
 - ・ 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
 - ・ 生徒の間で人間関係が固定されない、対等で自由な人間関係の構築
 - ・ 「どうせ自分なんて」と思わない自己肯定感を育む
 - ・ 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

(2) 課題（いじめ）未然防止教育

- 生徒一人一人に対して、豊かな心や道徳性を身につけさせ、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、「いじめに向かわない態度・能力」を育成していきます。

- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させる等、「いじめを生まない環境づくり」を推進していきます。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。また、情報モラル教育及び普及啓発を行います。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

・・・課題（いじめ）が生じた後に即応的・継続的に行います。

(1) 課題（いじめ）早期発見対応

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、行動を注視し、言動の背景にどのような感情等があるのか考えながら、些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを把握した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

(2) 困難課題対応的生徒指導 ・・・・ いじめの早期解決に向けた指導

- いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通し、当該生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 関係する生徒の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たすとともに、きめ細かな連絡と相談を行い、学校と保護者が信頼関係を築きながら、いじめの解決に取り組むようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

平成 26 年 4 月制定
平成 26 年 4 月改正
平成 30 年 4 月改正
平成 30 年 9 月改正
令和元年 6 月改正
令和 2 年 4 月改正
令和 3 年 9 月改正
令和 6 年 9 月改正

新潟県立高田北城高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止対策委員会

① 「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」《定期開催：学校運営委員会》。

(いじめ問題の未然防止・早期発見のための組織)。

ア 委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、生徒会指導部長、図書・情報管理部長

イ 実施する取組

(ア) 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案。
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善。
- ・いじめに関する意識調査。
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析、共有。
- ・校内研修会の企画、立案。
- ・要配慮生徒への支援方法決定。

(イ) 早期発見対策

- ・いじめの状況把握するためのアンケートの複数回実施と結果の分析、共有。
- ・情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有。

ウ 取組の改善

本委員会において、「高田北城高等学校いじめ防止基本方針」をはじめとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいる評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

② 「いじめ認知時の対応に係る委員会」《随時開催》。

(いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための組織)。

ア 委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、その他(担任・部活動顧問等関係の深い職員)、必要に応じて県教育委員会派遣の外部専門家等。

情報の集約担当者をいじめ対策推進教員とする。

イ 実施する取組 ○ 「いじめ防止基本方針実践のための行動マニュアル」を参照

(ア) 調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化。
- ・行動の優先順位の決定。
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取。
- ・緊急アンケートの実施。
- ・保護者への連絡(複数の教員で、丁寧に対応する)。
- ・県教育委員会への報告。
- ・関係機関への連絡(必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等)等。

(イ) 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級への指導、支援。
- ・被害者、加害者への指導、支援。
- ・観衆、傍観者等への指導、支援。
- ・保護者との連携。
- ・県教育委員会との連携。
- ・関係機関(警察等)との連携。
- ・地域(児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等)との連携。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーと連携。

(ウ) 組織への報告と記録の保存

- ・いじめの兆候、懸念、訴えなど個別判断せず、組織に報告、相談する。

- ・複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・記録は5年間保存し、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。

(2) 校内研修

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を原則毎年3回以上実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

- ① 学級づくり及び学習指導の充実。
 - ア 「帰属意識の高い学級」、「規範意識の高い学級」、「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - イ 「自信をもたせる授業」、「コミュニケーション能力を育む授業」、「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ② 道徳教育の充実。
 - ア 人間としての在り方、生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- ③ 特別活動の充実。
 - ア 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - イ 生命や自然を大切にすると心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習等、様々な体験活動の充実を図る。
- ④ 人権が守られた学校づくりの推進。
 - ア 生徒一人一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して、しっかり指導する。
 - イ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

(2) いじめ未然防止教育（課題未然防止教育）

道徳やホームルーム活動等における生徒主体のいじめ防止の取組の実施

- ① 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、PDCAサイクルによる、速やかな評価結果に基づいた具体的な改善を図る。
- ② ホームルーム、特別活動における指導
 - ア 人権教育授業において、「生きるV」や「新しい波」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
 - イ 「人権・同和教育講演会」や「SNS教育プログラム」、「SOSの出し方に関する授業」などを通じて、いじめが人権問題であるという認識と、いじめを自分事として考える意識を育む。
 - ウ 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合う等、生徒の主体的な活動を推進する。
- ③ ネットいじめへの対応
 - ア 携帯電話、スマートフォン等は、授業時間中の使用を禁止する。
 - イ 教科情報、家庭科やLHR等を活用し、生徒ひとり一人に対して、インターネットの持つ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ・ 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
 - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷・拡散を絶対にしないこと。
 - ・ 有害サイトにアクセスしないこと。

ウ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

④ 指導上の留意点

ア 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

イ 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

ウ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用する等、生徒への指導に細心の注意を払う。

⑤ 保護者・地域との連携。

ア PTA総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校評価を活用する等、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

3 いじめの早期発見に向けて ～ 課題（いじめ）早期発見対応

(1) 早期発見のための認識

① 些細な事案であっても、担任等が抱え込むことなく学年団やいじめ対策推進教員と共有し、管理職に速やかに報告する。いじめを積極的に認知し、組織的に対応する。

② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。

② 毎月1回程度開催される「学年会」や学校運営委員会において、生徒情報を共有する機会を設定し、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

③ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。

④ 生徒・保護者・学級担任による三者面談や保護者の悩みに答えることの出来る教育相談体制、各種たよりなどを通じて、家庭で気になる様子がある場合には遠慮なく学校相談するよう呼びかける。

⑤ 教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。

⑥ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、「いじめ防止学習プログラム」を活用し周知する。

4 いじめの早期解決に向けて ～ 困難課題対応的生徒指導

(1) 早期解決のための認識

① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。

② いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

「いじめ認知時の対応に係る委員会」が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受ける等により、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。

- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
 - ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導、援助を行う。
 - ④ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
 - ⑤ いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導、援助する。
 - ⑥ いじめた生徒が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導、援助に当たる。
- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ③ いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (5) ネットいじめへの対応
- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ③ 学校、家庭及び地域が連携して対応する。生徒及び保護者に対し、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。
- (6) 警察との連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (7) いじめ解消と解決後の継続的な指導・助言に向けて
- ① いじめ解消について。
 - ア いじめに係る行為がやんでいること（目安は3か月）。
さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。
 - イ いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に面談等で確認し、認められること）。
 - ・要件ア、イが満たされた場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して、対策委員会で判断する。
 - ・「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分あり得るため、教職員は日常的に注意深く観察していく。
 - ② 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導、援助する。
 - ③ 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師等の外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ未然防止・早期発見に係る委員会を中心に、速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。